

平成三十年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。
令和二年五月二十五日

同	同	同	広島県監査委員
川	奥	金	松
上		口	岡
俊	兆		宏
幸	生	巖	道

<知事所管分>

監査の結果	措置の状況
<p>イノベーション人材等育成・確保支援事業</p> <p>【全体の指摘】</p> <p>イノベーション人材等育成・確保支援事業が、地域の雇用維持・創出のために行うものであるならば、常に費用対効果について効果分析が行われるべきであり、できていなければこの事業の有効性・必要性・継続性の判断はできないと考える。毎年、政策を実行する上で事業費として1億5千万円前後、総コストとして約2億円の予算が使用され、更には平成30年度から平成32年度までに事業費519,123千円、総コストとして632,592千円を見込んでいるが、費用対効果の効果分析については、ただ目標人数をクリアした、しないというものだけではなく、その政策が県民にとって必要不可欠なものであるということ、今回は補助金等を受けた企業名等は広島県の要請により伏せているが、今後、これらの企業名等をオープンにするとともに、その政策を行った結果又は行うことでの期待される効果、言い換えれば、県民にどういった見返りがあるのかを十分に説明するべきであり、併せて単に予算を消化するのではなく、費用対効果を絶えず検証し、事業の継続、中止あるいは延期等を判断するべきである。(指摘)</p> <p>【プロフェッショナル人材マッチング支援事業】</p> <p>約1億円(99,338千円)という高額な予算を使って各事業を実施しているが、委託先の業者が業務を遂行する上で直面しているプロフェッショナル人材マッチング支援事業等の苦戦している実情や、広島県の政策の評価内容から考えると、どの政策についても費用対効果に疑問が残る結果となっている。(意見)</p> <p>【プロフェッショナル人材戦略拠点の運用】</p> <p>拠点メンバーの選定プロセスを明らかにする根拠資料や拠点メンバーの業務内容を記録したものが無いことから、今後は、そのプロセスを明らかにする根拠資料や業務内容を明らかにした業務報告書等が作成されていなければそれらを作成の上保管すべきである。現状では不明瞭であると言わざるを得ない。(意見)</p> <p>【平成29年度広島県プロフェッショナル人材戦略コンサルタント業務】</p> <p>(株)あしたの会社との委託契約について広島県からは「(株)あしたの会社の能力を正当に評価して契約したものである」との説明を受けたが、この点について、「正当に評価した」というプロセス、合理的であるという根拠資料がない以上、経済性、効率性等が確認できなかった。今後、このような業務を委託する場合には、そのプロセスを明らかにする根拠資料を作成し、保管すべきである。(指摘)</p>	<p>○引き続き、各事業の費用対効果は常に検証を行っていく。その中で、必要に応じて目標設定も見直していく。</p> <p>○補助事業の成果を発信するため、成功事例集を作成し、HPで発信するとともに、訪問企業等へ配布を行うなど、引き続き情報発信に努めていく。</p> <p>○引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく。</p> <p>○引き続き、選定プロセスについて適切な資料の作成に努める。</p> <p>(平成29年度終了業務)</p> <p>○今後、同様の業務を実施する場合は、より詳細な事項についても起案等で整理する。</p>

<p>【プロフェッショナル人材合同転職フェア実施業務】</p> <p>プロフェッショナル人材合同転職フェアの開催状況をみると、参加企業、参加者及び応募人員ともに期待された効果は見られない。参加企業及び参加者が増えない現状では事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ない。(意見)</p> <p>【プロフェッショナル人材戦略拠点による県内企業の人材・経営課題発掘と啓発のための調査実施業務】</p> <p>業務の内容となっている「支援対象候補先の訪問調査及び訪問日程 調整」であるが、一定の条件のもとにターゲット企業を抽出し、そのデータを広島県が加工し、数年かけてターゲット企業を悉皆的に訪問するなどすれば、毎年、再契約をしなくても、訪問活動するためのアポイント取得や企業に対するダイレクトメールの送付は広島県単独で実施できるのではないかと考える。(意見)</p> <p>【プロフェッショナル人材に係る「広島県合同公募」実施業務】</p> <p>掲載希望企業も転職者も少なく、広島県合同公募の事業自体そのものの経済性、有効性に問題があると言わざるを得ない。費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。(意見)</p> <p>【プロフェッショナル人材に係る「フラグシップモデル事業」実施業務】</p> <p>本件再委託額6,000千円は、契約額13,932千円の43%にも上ること、本件では契約当初から本件再委託業務を再委託することが前提とされており、広島県もこれを知っていたこと、本件再委託業務の内容からして、(株)あしたの会社でなければできない業務ではないことに鑑みると、本件業務の再委託を前提とした契約を締結したこと自体、不適切であったと言わざるを得ない。汎用性のある物の売買のような場合と異なり、本件のような委託契約の額を適正に積算し、契約することは必ずしも容易でないことは理解できるが、県の説明や開示された資料のみでは、県が上述したような経済性について十分検討した結果として本件契約を締結し、再委託を許容したものであると認めることはできないと言わざるを得ない。(意見)</p> <p>【プロフェッショナル人材の受入に伴うコストの支援】</p> <p>広島国税局公表の広島県内法人数63,697社を分母として考えるのは妥当ではないとも言えるが、しかし、平成29年度で24社延べ33件の補助という実態を見ると、一部の企業に偏っているのではないか。(意見)</p>	<p>(平成30年度から転職フェアは休止)</p> <p>○引き続き、効果的で効率的な事業のあり方を検討していく。</p> <p>○平成31年度(令和元年度)は参加企業に負担金を求めることとした。</p> <p>○引き続き、事業の費用対効果の検証を行っていく。</p> <p>(平成29年度終了業務)</p> <p>○今後、同様な再委託の協議が契約の相手方からあった場合は、必要に応じて経済性の確認を行う。</p> <p>○すべての企業に対し補助するのではなく、積極的に補助金を活用した企業を支援し、他社への波及効果につなげていく。</p>
--	--

イノベーション人材等育成事業

【中小・中堅企業が社員を国内外の研修に派遣する費用の支援】

広島国税局公表の広島県内法人数63,697社を分母として考えるのは妥当ではないとも言えるが、しかし、平成29年度においては実企業27社で延べ32件、平成27～29年度においては実企業43社で延べ75件の補助という実態を見ると、一部の企業に偏っていると看做されるを得ない。今後、一部の企業に偏っているようであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。(意見)

【経営者層を対象とした実践的マネジメント講座及び人材育成セミナーの開催】

講座に参加する企業及び経営者層が増加しないようであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。(意見)

【ひろしまイノベーションリーダー養成塾実施業務】

定員割れや受講希望者が増加しない状況が続いたり、平成29年度参加者1人当たりの費用額が1,078,216円であるという結果をもたらすのであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならないが、現状のままでは、費用対効果に問題があると言わざるを得ないことから、中止、廃止も検討する必要がある。(意見)

【経営者層のための実践的マネジメント講座《第8期》実施業務】

講座に参加する企業及び経営者層が増加しないようであれば、事業そのものの有効性を再評価しなければならない。(意見)

【イノベーション人材等育成事業】

研修、講座及び養成塾の受講者が、受講後、企業や広島県に対してどのような効果をもたらしたのか、各種の追跡調査を行い、県民に対する説明責任を果たし、さらには今後の事業を遂行していく上での指標としてそれを活用していただきたい。(意見)

概ね10年で数百人単位の規模感が必要という根拠で目標が設定されているが、事業を行うことになった背景とその必要性から考えると、目標の設定によってはそれを達成したからといって単純に良好な評価をしても良いものかどうか疑問が残る。(意見)

○新たに取組む企業を掘り起こすため、ターゲットとなる企業を分類したうえで、それぞれ適切なアプローチ方法を検討し、企業訪問等を行っている。

○引き続き、事業の費用対効果については常に検証を行っていく。

○経営者層のための実践的マネジメント講座、及び、ひろしまイノベーションリーダー養成塾の課題整理を行い、より効率的・効果的に実施するため2講座を統合することとした。

○経営者層のための実践的マネジメント講座、及び、ひろしまイノベーションリーダー養成塾の課題整理を行い、より効率的・効果的に実施するため2講座を統合することとした。

○経営者層のための実践的マネジメント講座、及び、ひろしまイノベーションリーダー養成塾の課題整理を行い、より効率的・効果的に実施するため2講座を統合することとした。

○引き続き、補助金交付先企業に対して、研修派遣終了後5年間の企業内での活躍状況等の追跡調査を行ない、事業の効果検証を実施していく。

○引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく。その中で、必要に応じて目標設定も見直していく。

【広島県ものづくりグローバル人材育成事業】

平成25年度から29年度までの毎年の留学生の受入状況及び県内企業への就職状況を見ると、受入が累計で27人、就職が累計で19人となっている。広島県の評価にもあるように、その課題として挙げられている「多くの企業が入会を見送る理由として、既会員との獲得競争の危惧、負担金の費用対効果、外国人受入体制や海外展開計画の未構築等」を挙げているが、今後、費用対効果について検討する必要がある。(意見)

【委託業務】

イノベーション人材等育成・確保支援事業における委託契約等については、そのすべてが随意契約となっているが、内部資料の[随意契約とした理由]に記載されている内容は主観的なものが多く客観性に欠けたものであった。最終的に随意契約にならざるを得なかったその経過、理由及び実質的に検討したことを説明できるような資料を保存しておくべきであった。当初の1回は一般競争入札を実施し、応札者がいない場合にのみ最終的に随意契約によるべきと考える。(指摘)

医療関連産業クラスター形成事業

【医療関連産業クラスター形成業務委託】

医療関連産業クラスター形成のための業務委託は、産振構との一者随意契約とすべきではない。一般競争入札や少なくともプロポーザル方式によるべきである。(指摘)

【医療関連産業クラスター形成に係る事業計画評価業務委託】

随意契約締結にあたっては、その根拠を慎重に確認し、可能な限り複数の見積を取得すべきである。(指摘)

【広島県医工連携加速プロジェクト業務】

本件業務の目的や委託業務の内容等に鑑みると、業務に必要な経験やノウハウを有する団体が日本医療機器開発機構のみであるとまではいえない。本件業務を委託するにあたり、競争入札又は少なくともプロポーザル方式により決定すべきである。(指摘)

【広島県医工連携加速プロジェクト業務(ヘルスケア関連)】

ヘルスケア関連産業におけるモデルプロジェクトを創出するための委託事業を実施するにあたっては、競争入札やプロポーザル方式によるべきである。(指摘)

○引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく。

○契約の仕様を再検討し、提案可能な事業者の情報収集等を行った結果、一部の事業について、企画提案公募型の契約に変更した。(一者随意契約から企画提案公募型契約に変更：2件)

○一般競争入札等の実施も含め検討する。

○平成31年度についても、設計金額100万円以下の委託契約であったため、自治法施行令167条の2第1項第1号を根拠に契約を行った。

○令和元年度については、設計金額100万円以下の委託契約であったため、自治法施行令167条の2第1項第1号を根拠に契約を行った。

○令和元年度については、同様の業務は実施していない。

【広島県医工連携加速プロジェクト業務(介護福祉関連)】

本委託契約のように、新たな製品、サービスの創出といったモデルプロジェクトの創出のために行う契約締結に当たっては、特定の企業の支援という結果に陥ることがないように、幅広い企業を対象とするよう努めるべきである。(意見)

結果的に特定あるいは数社の企業しか対象とならなかった場合、その理由を分析して業務の有効性の評価や同種業務を継続するか否かの検討を行うべきであり、そのような評価や検討を行うことなく漫然と同種業務を継続するべきではない。(意見)

【ひろしまヘルスケア推進ネットワーク】

(1)推進ネットワークの費用は県が全額負担し、予算作成も県が事務局として関与しているのであるから、推進ネットワークの予算作成においても十分な根拠をもった積算を行うよう努めるべきである。(意見)

(2)ネットワーク・協議会等、名称の如何を問わず、法人格のない団体に対して負担金、補助金等を交付したり、委託契約等の契約を締結するにあたっては、当該団体が団体としての実質を有しており、「権利能力なき社団」であると認められるのか否かについて、慎重に審査・判断を行うべきである。(意見)

(3)上記(2)の判断においては、いかなる根拠資料に基づいてそのような判断をしたのか、事後的にチェックできるように客観的資料を保管しておくべきである。(意見)

(4)県が構成員となる団体において、「県が経費を負担する」といった留保の無い規約の定めについては、そのような規約を認めるべき必要かつ合理的な理由が認められない限り、安易にこれを受け入れるべきではない。(意見)

(5)対象団体の組織的、経済的独立性がなく、県と一体と評価しうる法人格なき団体の経費を県が負担するにあたっては、県の直接予算として計上すべきか否かの検討も十分行うべきである。(意見)

【平成29年度ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金】

本件補助金の目的に鑑みれば、研究会会員に限定する必要はないと考えられる。よって、補助金交付事業者の要件を研究会会員に限定する必要はないのではないかと。(意見)

(補助事業者の要件について)

補助金の交付にあたっては、交付額を開示することを予め承諾することを要件とすべきである。(意見)

(補助金交付額の開示について)

県のホームページにおいて、各補助事業者に対する補助金交付額も開示すべきである。(意見)

○令和元年度については、同様の業務は実施していない。

○引き続き、適正な積算に努める。

○引き続き、法人格のない団体に対して負担金、交付金等を交付する場合は、慎重に審査・判断を行う。

○引き続き、事後的にチェックできるよう、客観的資料を保管する。

○引き続き、団体の性質を考慮した上で、慎重に審査・判断を行う。

○引き続き、団体の性質を考慮した上で、県の直接予算として計上すべきか否かの検討を行う。

○補助事業を円滑に進める上でメリットとなる取組に参画いただくための会費無料の組織であることから、会員限定は継続する。

○H31年度の公募から交付額も開示事項に含めて募集を行い、交付決定後、県ホームページに掲載した。

<p>【平成29年度バイオデザインプログラム導入事業費補助金】</p> <p>(状況把握について) 補助の効果の有無を判断するためには一定の期間を要するが、補助事業の内容、進捗状況を継続的にチェックしていく必要がある。(意見)</p> <p>【産振構(公益財団法人ひろしま産業振興機構)との関係について】</p> <p>県が産振構の共通管理費を負担する以上、県は、産振構の管理費自体が適切であるのか否か、その具体的内容をチェックすべきである。(指摘)</p> <p>当該管理費が適切であるとしても、そのうちの程度を県が負担すべきであるのか、産振構自身が負担すべきものが含まれていないか、県以外からの補助金や委託料において支払いを受けられるものがないのか否かについての確認も行った上で、県の負担額を決定すべきである。(意見)</p> <p>産振構のように、県から複数の補助金や委託を受けている団体に対する共通管理費の負担のあり方としては、それが共通管理費であることが明確になるような方法(例えば、費用の性質や内容をふまえて管理費を配分する基準を策定し、これに基づいて配分したり、共通管理費として直接補助する)を検討されたい。(意見)</p> <p>【医療関連産業クラスター形成事業の有効性について】</p> <p>企業を呼び、雇用を増やすという面から考えると、広島県では目的を達成できていないと言える。ひろしま未来チャレンジビジョンの新たな経済成長の一翼を担うテーマとしては少し物足りなさが残るように思われる。(意見)</p> <p>環境浄化産業クラスター形成事業</p> <p>【成果目標の実績確認について】</p> <p>入退会企業の影響及び回答・未回答の影響を調整した売上高変動も把握・分析を行うべきで、それらの数値の開示も併せて検討すべきである。(意見)</p> <p>ひろしま環境ビジネス推進協議会</p> <p>【負担金の負担方法について】</p> <p>恩恵を受ける企業からの負担金徴収と県予算での支出とのバランスを再検討し、負担金の徴収是非を考えるべきである。(意見)</p>	<p>○H31年4月に開講したフェローシップコースは順調に進んでおり、引き続き、広島大学と連携して事業を推進する。</p> <p>○県で産振構への全体の管理費が適切かどうかの確認を行う。</p> <p>○産振興が管理費に計上しているものの中身について、県で確認を行う。</p> <p>○共通管理費であることが明確になるような方法について検討する。</p> <p>○県外からの新規設備投資の動きが鈍く、生産額の規模から見ても、クラスターの形成には至っていないが、県内企業の医療・福祉関連ビジネスは着実に増加しており、引き続き、取組を継続する。</p> <p>○環境関連企業の売上額に係る公的な統計は存在せず、企業からの聞き取り調査に基づいて集計しているため、入退会企業及び回答・未回答の影響等を含め精緻な額を把握するのは困難であるが、今後より効果的な分析を行う観点から、売上高等の把握について企業に対し協力を求めていく。</p> <p>○クラスター形成のための企業参画促進の観点もあるため、引き続き慎重に検討する。</p>
---	--

<p>【概算払いの方法について】</p> <p>不要な概算払いを防止するため、事業の状況を継続的に把握して資金需要を算出し、必要額のみを概算払いするようにすべきである。(指摘)</p> <p>【変更交付手続きについて】</p> <p>申請した補助事業のうち軽微でないものが変更される事態となった際は、すみやかに計画の変更申請をすべきである。(指摘)</p> <p>【「支出決定伺」の訂正について】</p> <p>訂正印がないものが散見されるため、訂正方法を明文化し、徹底していくことが必要である。(指摘)</p> <p>【「支出決定伺」と実際支出額との整合性確認について】</p> <p>為替レートの関係で実際の支出額と「支出決定伺」の支出決定額に相違が出たものであるが、整合性を保てるよう、現状のチェック体制を徹底すべきである。(意見)</p> <p>独立行政法人国際協力機構事業</p> <p>【県事業と外部受託事業との資金融通について】</p> <p>JICA事業については、平成29年度をもって終了しているが、今後同様の事業を行う際は県の事業と明確に区分し、両事業で資金を借用することがないようにすべきである。(指摘)</p> <p>【外部受託事業の資金繰りについて】</p> <p>外部からの受託事業を行う際は、当該事業単独での資金繰りを検討し、適切な時期に契約を締結すべきである。(意見)</p> <p>広島県環境浄化産業クラスター形成事業補助金</p> <p>【補助金採択結果について】</p> <p>一定程度継続して補助金を受領する企業に対しては過去の補助事業における成果を勘案して審査できるようにするなど、一定の制限を設けることを検討してもよいのではないか。(意見)</p> <p>【申請書及び実績報告書の様式について】</p> <p>実績報告で用いる「収支内訳書」につき、費目ごとに集計できるように様式を変更し、かつ、様式の利用を各社に徹底すべきである。(意見)</p> <p>【申請書及び実績報告書の訂正について】</p> <p>申請書及び実績報告書で訂正印等がないものが散見されたが、訂正するときは、訂正印を付す等、書換え等を防止できるような訂正方法を明文化し、徹底していくべきである。(指摘)</p>	<p>○事業の実施時期を勘案し、必要な概算払い額を設定することとし、必要額のみ概算払いを行う。</p> <p>○事業実施状況や支出をより詳細に管理するとともに、変更すべき事案が発生した際には、適宜変更申請を行う。</p> <p>○訂正を行う場合は、訂正者が押印を行い、その理由を明記する等、内規で定めた。</p> <p>○為替レート等の関係で支出決定額と実際の支出額との相違が出た場合は「支出決定伺」に実際の支出額と差異の理由等を明記して、改めて決裁を取ることとした。</p> <p>○外部資金活用事業を行う際は、出資団体に対し、事業実施前に概算払請求を行う等により対応する。</p> <p>○受託事業を行う際は、事業実施前に概算払請求等が可能となるよう、適切な時期に契約を締結する。</p> <p>○新規申請者を優先的に採択できるように採点基準を変更した。</p> <p>○経費項目ごとの把握がしやすいよう「収支内訳書」様式を変更した。今後はこの様式の利用を各社に徹底する。</p> <p>○申請書、実績報告書の訂正にあたっては、申請者に確認の上、訂正者が押印を行い、その理由を明記する等、内規で定める。</p>
--	---

<p>【申請書及び実績報告書のチェックについて】</p> <p>実績報告書添付の請求書等をチェックする際は、金額基準を設けてチェックするか、そもそも少額の経費は補助申請者にとっての便益も小さいため、申請できる経費の対象から外すなどの対応を講じることが有効である。</p> <p>なお、金額基準を設けてチェックする場合には、当該金額以下をチェックしないことで想定されるリスクを十分に検討して基準を設定すべきである。(意見)</p> <p>【検査調書について】</p> <p>実態確認の事実を後日確認できるように、検査調書に実態確認方法を記述するか、実態確認の記録を残す実態確認書を別に作成するなどの対応をすべきである。(意見)</p> <p>【実施報告書チェックリスト】</p> <p>チェックはされているが、チェックリスト上でのチェックマークが漏れていたものが散見されたため、実施報告書のチェック漏れが生じないよう、チェックリストの上席者確認を受ける等の体制の構築が求められる。(指摘)</p> <p>海外ビジネス展開支援事業</p> <p>新しい価値を生み出すビジネス展開支援</p> <p>【シリコンバレーと連携した県内企業のイノベーション促進】</p> <p>シリコンバレーと連携した県内企業のイノベーション促進事業における書類について、「設計価格積算表」の中で、計算根拠となる単価が変更なくパソナ2012年時点での給与情報・福利厚生分析レポートでの単価を引き続き使用している。今後はその時点での単価ベースを使用して計算すべきである。(指摘)</p> <p>米国のシリコンバレーでの事業展開を米日カウンシル関係事業実行委員会に委託契約を締結し、その契約は随意契約であるが、当該委託業務が、随意契約でなければならないという適切な委託理由付けが必要ではないか。(意見)</p> <p>【ハワイとの経済交流】</p> <p>選定理由については、より細かい理由を記載すべきである。当該事業に関して、本業務委託の締結にあたり、一般競争入札や少なくともプロポーザル方式によるべきである。(意見)</p>	<p>○事務効率化と申請者にとっての便益の両方の観点から、少額の経費(現地交通費等)は補助対象から外した。</p> <p>○検査調書に実態確認方法を記述することとする。</p> <p>○報告書を確認した際のチェックリストの確実な記載と併せ、決裁ルート上席者によるチェックリスト漏れの確認を再度徹底する。</p> <p>○最新の単価ベースを使用して計算した。今後とも、最新の単価を使用して計算する。</p> <p>○当該委託業務が随意契約でなければならないという委託理由付けについて、米日カウンシル関係事業実行委員会と随意契約しなければ効果的な事業実施にならないことが分かるよう起案に明記した。</p> <p>○意見を踏まえ、今年度の業務委託に際して、プロポーザル方式による事業者の選定を行った。(なお、本事業は令和元年度末で終了とする。)</p>
--	---

<p>販路拡大支援</p> <p>【上海食品商談会】</p> <p>一般競争入札やプロポーザル方式による他の企業等の参加がなければならず、そのためにも周知方法を徹底させる必要がある。</p> <p>再委託契約の際に、再委託金額を委託金額全体の50%未満とするような記載が見受けられるが、これに対する要件を作成して、明確にしていすべきである。(意見)</p> <p>【マレーシア食品商談会】</p> <p>当該事業における予算算定の中に一般管理費率があるが、通常は10%での計算を行うにもかかわらず、委託先JETROについては独自の20%で算定している。これについての理由付け根拠の資料等がない。したがって、一般管理費率の根拠として書面の整理が必要であると考え。(意見)</p> <p>【ベトナム食品商談会】</p> <p>当該事業における各書類の中で、「御計算書」があるが、その記載内容を手書きによる文字の付加・数字の追加あり、文書の訂正方法としては、訂正内容が分かりにくいため、明確にしていすべきである。(指摘)</p> <p>ベトナム食品商談会の業務委託についても再委託契約を締結しているが、再委託契約の際に、再委託金額を委託金額全体の50%未満とするような記載が見受けられ、これに対する要件を明確にしていすべきである。(意見)</p> <p>【広島県日本酒ブランド化促進協議会】</p> <p>負担金については、協議会の事業の進捗状況等を広島県が把握していすべきであり、それを踏まえ、前期繰越額との関係を考慮して精査を行うべきではないかと考える。(意見)</p> <p>【現地事務所の運営 広島四川経済交流促進事務連絡室の運営】</p> <p>業務月報の中の実績の概要で、商談対応の項目があるが、これは事務連絡室独自で商談を行った件数を記載するが、現状では商談を行うことがないこと、実績またはその機会がこれまでに一度もなかったことから、記載欄を削除すべきである。(指摘)</p> <p>出張先や細かな金額等の旅費交通費関連経費明細を検証したが、出張旅費・交通費について、予算と実額の差が毎年100万円以上発生していることから、各年度の予算算定は今一度適切な手続きが必要であると考え。(意見)</p>	<p>○複数の業者から提案できるよう、目的を示した上で、手法については自由提案方式とした。また、県内企業の支援を行っている関係機関ミーティングの場や金融機関など新たな周知の場を設けた。</p> <p>○公共調達の適正化について(平成18年8月25日)財計第2017号を参考に、再委託を認める要件を整理した。今後とも、この整理方針を活用し、事務処理を行っていく。</p> <p>○日本貿易振興機構規程を徴取し、20%の根拠を確認した。</p> <p>○今後は一般管理費率の根拠を書面で整理していく。</p> <p>○文書の訂正が発生した場合には、「公用文に関する規定」等を参考に、訂正内容等が明確となるように対応する。</p> <p>○公共調達の適正化について(平成18年8月25日)財計第2017号に基づき、再委託を認める要件を整理した。今後とも、この整理方針を活用し、事務処理を行っていく。</p> <p>○協議会の事業の進捗状況等を定期的に把握している。</p> <p>○次年度の事業内容の検討に際して、事業に必要な費用を精査し、適切な負担金額の算定と計画的な執行に努める。</p> <p>○業務実績に即した内容報告が可能となるよう、不要な記載欄の削除等様式を見直した。令和元年度からこの月報を利用している。</p> <p>○予算額と実額の差が発生しないよう、昨年度の実績を反映して、令和二年度の予算算定作業を進めた。</p>
--	---

<p>海外ビジネス課旅費</p> <p>【旅行命令簿の検証】</p> <p>規定、要領等を統合することを含め、より一層の旅行業務の効率化と公費削減等のための改正に向かうことが望まれる。(意見)</p> <p>【地域別の日当、宿泊料、食卓料】</p> <p>外国宿泊料等が広範囲な地方単位で定額となっていることの妥当性には疑問が残る。(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料等について条例規定額と現地の額との乖離がどの程度発生しているかについて今後、把握していく必要が有る。(意見) ・宿泊料等の超過負担が発生した時に外国旅行者職員が自己負担で済ませているケースがあるかについて今後、把握していく必要がある。(意見) <p>【旅行業務の保存書類】</p> <p>添付書類の順番等を定めればもう少しすっきりとなり、旅行業務の時短に繋がると判断。(意見)</p> <p>広島県の日程表は非常にシンプルな内容になっている。それに対し、国の旅程表は広島県よりも詳しくなっている。広島県においても目的、用途に照らして、必要な場合には詳細な内容の日程表を作成することが望ましい。(意見)</p> <p>【公用マイレージカード】</p> <p>今後の検討課題としつつ、公費削減が望めるのであれば、広島県も採用すべきと判断。(意見)</p> <p>【切符等代金の支払】</p> <p>職員に無用な負担をかけていないという点は理解できるが、概算払い制度のさらなる活用等を努めてほしい。(意見)</p>	<p>○外国旅行を行う職員が資料を包括的に参照しやすくなるよう、職員ポータルに關係資料をまとめて掲載した。</p> <p>○本県の海外出張旅費は、国家公務員の旅費法の規定を準用しているが、地方公務員法により国や他の地方公共団体の制度を考慮しなければならず(均衡の原則)、本県独自の対応は困難である。</p> <p>○現状でも必要に応じて旅費の増減調整を行っているところであるが、適宜、海外出張の多い所属にヒアリングを行うなどして実態を把握し、必要であれば制度の見直し等を国等に働きかけていく。</p> <p>○本県の海外出張旅費は、職員の旅費に関する条例第28条に基づき、旅費額の増減調整が可能となっている。引き続き海外出張の多い所属にヒアリングを行うなどして実態の把握に努める。</p> <p>○職員が旅行業務を効率的に行えるよう、職員ポータルに旅行業務の効率化に役立つ資料をまとめて掲載した。</p> <p>○本県の日程表は例示であり、旅行日程に不明点があるなど追加記載が必要な場合には、旅行命令権者等が適宜確認している。引き続き、適正に旅行事務が行われるよう、職員へ周知する。</p> <p>○各航空会社の制度内容や他県の導入事例、本県職員の航空機利用実態等を確認し、活用の可否について引き続き検討する。</p> <p>○支払額が高額な場合は概算払いを活用するよう周知するなど、できるだけ職員に負担が生じないように対応を進める。</p>
--	---

総括意見

【契約について】

各事業における委託契約についてほとんど随意契約がとられている。特殊な業務でこの業者しかないとか、入札参加者が1社しかないということが原因となっている。その結果長期にわたり同じ業者に委託することになる。そのため事業内容が慢性的になり、他に選択肢がないのだから目標未達でも仕方ないという風に見える。他県の成功事例等を参考にしたり、新しい業者の参加、更には新しい手法で参加業者が増えるように事業を細分するなど工夫ができないものか。

【目標が絵に描いた餅に終わらないように】

高い目標を掲げて取り組むのではあるが、実現できてないことが多い。これは担当課の力不足というよりも、せっかく踊ってもらおうと舞台を用意しても踊り手である民間業者が付いてこない。それはなぜか、県内業者が欲するものと県が勧めようとするものがずれているのではないだろうか。たとえ10年という予定であっても、ダメなものはダメと方向転換することも必要だ。目まぐるしく変わる時代の流れ、技術の発達に合わせた対応が必要である。民間ビジネスの場合は朝令暮改でやらざるをえないことも往々にしてある。

○指摘・意見の内容を踏まえ、一般競争入札等の実施を検討する。

○将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現に向けて、3つの視座の徹底、PDCAサイクルによるマネジメント、県民及び市町との連携により、今後もより一層施策マネジメントに努める。